

令和6年度第3回農業委員会総会議事録

開会月日	令和6年6月25日(火)	開議の時刻	午前10時35分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前11時40分			
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	欠 席			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃
	小澤 謙一	〃	奥泉 隆		〃	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃
		長谷部 高治	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	横田 信行	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 7 番 鹿田 明 委員 8 番 島田 安三 委員
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 大岡地区・高橋委員より、1 番の申請について、大字大谷在住の申請人（受人）より、比企郡小川町在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は自宅に隣接しており自家消費の野菜を作るため、渡人は高齢になり自宅から通うのが大変なため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認している、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>島田委員より、現地調査で確認できるのは、申請地と受人の権利の及ぶ農地の状態、周辺農地との調和についてくらいだ。それ以外について、機械の確保状況や農業技術など、特に所有や借受農地がなく自家消費のために新規で農地を取得する案件については、事務局で確認したことを総会資料にその旨記載してほしい、との意見がなされた。</p> <p>事務局より、確認事項について確認済の旨の記載について検討する、との説明がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番、3 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、報告の前に、2 番と 3 番について、関連している案件のため一括して説明する旨の説明がなされた。2 番と 3 番の申請について、大字今泉在住の申請人（受人）より、大字今泉在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字今泉地内に所有する農地（田 2 筆）を、受人は現在近接地を耕作しており、一体利用により効率化を図るため、渡人は農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされ</p>

議案第 2 号
農地法第 5 条
の規定による
許可申請承認
の件

た。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

島田委員より、3 番の申請について、申請理由が「農業経営縮小のため」とあるが、市内に所有している農地すべてを譲り渡すようなので、農業経営を縮小ではなく廃業ではないのか、との意見がなされた。

事務局より、3 番の申請の渡人は市外在住者のため、市外に所有している農地までは確認できていないが、申請書に記載のとおりを総会資料に記載している旨の説明がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について

1 番の申請について

松山地区・須長委員より、1 番の申請について、松本町一丁目在住の申請人（受人）より、日吉町在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（田 1 筆：畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

松山地区・須長委員より、2 番の申請について、坂戸市在住の申請人（受人）より、松山町二丁目在住の申請人（渡人）外 2 名が、松山町二丁目地内に所有する農地（畑 4 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3番の申請について

大岡地区・高橋委員より、3番の申請について、松本町二丁目在住の申請人（受人）より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4番の申請について

唐子地区・荒川委員より、4番の申請について坂戸市在住の申請人（受人）より、大字神戸在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5番の申請について

唐子地区・荒川委員より、5番の申請について、坂戸市に所在する申請人（受人）としての法人より、大字上唐子在住の申請人（渡人）外1名が、大字下唐子地内に所有する農地（畑2筆）を、車両置場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、車両置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

6番の申請について

唐子地区・荒川委員より、6番の申請について、大字石橋在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）外2名が、大字石橋地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理さ

れている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

7 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、7 番の申請について、大字石橋在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、駐車場に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

8 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、8 番の申請について、大宮鼻在住の申請人（受人）より、大字高坂在住の申請人（渡人）が、大字宮鼻地内に所有する農地（畑 1 筆）を、住宅敷地の拡張のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、住宅敷地の拡張の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

9 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、9 番の申請について、さいたま市在住の申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

<p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p>	<p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、19 筆の利用権設定を承認した。</p>
<p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件について</p> <p>鹿田委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
<p>議案第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 (改正案) の件について</p>	<p>議案第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 (改正案) の件について</p> <p>議長は事務局に改正箇所について説明を求め、事務局より横線部分が改正部分、網掛け部分が新たに加えられた部分である旨の説明がなされた。</p> <p>島田委員より、管内の農地面積について、資料によって数値が違ふように見られるが、その理由について説明をしてほしい、との意見がなされた。</p> <p>事務局より、指針の中にある農地面積は農地台帳からのデータである旨の説明がなされた。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「質問なし」として、これを承認した。</p>
<p>報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p>	<p>事務局報告案件</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、6 件を確認する。</p>

その他

農地法第4条転用届出報告の件
事務局から説明が行われ、1件を確認する。

農地法第5条転用届出報告の件
事務局から説明が行われ、6件を確認する。

農業委員会総会の開催について

次回開催日 令和6年7月25日(木)
午前10時20分～

会 場 市総合会館3階 303会議室

午前11時40分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和6年度第3回総会を閉じた。

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年7月25日

議長 久保田 節子

委員 鹿田 明

委員 島田 安三